

福祉のまちづくりを進めるために

1. 相談事業

- 子ども・ひとり親家庭・女性の相談・・・128
- 高齢者の相談・・・・・・・・・・・・130
- 障害者（児）の相談・・・・・・・・132
- 生活困窮者自立支援
（生活困窮などに関する相談）・・・・132
- その他の相談・・・・・・・・・・・・134

2. 民生委員・児童委員

- 民生委員・児童委員・・・・・・・・136

3. 障害者団体

- 羽村市社会福祉協議会への登録障害者団体
・・・・・・・・・・・・136

4. その他

- 災害弔慰金等の支給・・・・・・・・137
- 成年後見制度・・・・・・・・・・・・138

●●子ども・ひとり親家庭・女性の相談

相談名	相談内容
子育てに関する総合相談	18歳未満の子どもと家庭に関する様々な相談に応じます。 必要に応じて、各種情報の提供や関係機関と連携し、支援します。
子育て相談	就学前の乳幼児の子育ての悩みの相談に応じます。 ※ 右記相談以外にも、市内の私立保育園等でも随時相談に応じています。 気軽に相談してください。
児童相談	児童の養育、しつけ、身体や精神の障害、非行、いじめ、虐待などについての相談に応じます。
ひとり親・女性生活相談	ひとり親家庭の生活全般や女性の皆さんが抱えているさまざまな悩みについて、電話や面接による相談に応じます。
健康なんでも相談	健康・栄養に関する個別の相談に応じます。
育児相談	子どもの健康や発育、育児に関する一般的な相談に応じます。
ひとり親家庭等の電話相談	ひとり親家庭が安心して暮らすために、日常生活に関することや、養育費についての相談に応じます。
女性相談	夫等からの暴力、離婚等の問題、対人関係、性、こころの悩みなど、女性の抱えているさまざまな問題について相談に応じます。

相 談 日	時 間	相 談 場 所	相 談 員	電 話
月～金曜日	午前8時30分～ 午後5時	子ども家庭支援センター (市役所西庁舎2階)	子ども家庭支援 ワーカー	578-2882
月～金曜日	午前8時30分～ 午後5時	<地域子育て支援センター> ・太陽の子保育園子育てひろば ・羽村たつの子保育園 子育てひろば「たつのこ」	保育士 看護師	555-5780 555-9080
火・木・土曜日	午前9時～正午	中央児童館	子育て相談員	554-4552
月・水・金曜日	午前9時～正午	西児童館	子育て相談員	554-7578
火・金・日曜日	午前9時～正午	東児童館	子育て相談員	570-7751
月～金曜日	午前9時～ 午後5時	立川児童相談所	児童福祉司 児童心理司	523-1321
月～金曜日	午前8時30分～ 午後5時	子育て支援課	母子・父子自立支 援員	555-1111
第2・4木曜日	午後1時30分～ 午後3時	羽村市保健センター	保健師 管理栄養士	555-1111
第3木曜日 (詳細は「羽村 市健康カレンダー」 でお知らせ します。)	午前10時～ 午前11時	羽村市保健センター	保健師 管理栄養士 歯科衛生士 助産師	555-1111
通年(年末年始 を除く)	午前9時～ 午後4時30分	はあと 東京都ひとり親家庭支援センタ ー	相談員	(生活相談) 03-5261-8687 (養育費相談) 03-5261-1278
月～金曜日	午前9時～ 午後4時	東京都女性相談センター 多摩支所	婦人相談員	来所予約・電話相談 522-4232

相 談 名	相 談 内 容
子どもの発達に関する 総合相談窓口	0～18歳未満の発達に関する相談に応じます。 ご希望に応じて、関係機関と連携し、支援します。
幼稚園・保育園等の 巡回相談	市内の幼稚園・保育園等を訪問し、園への助言を行います。 ご希望に応じて、個別の相談もお受けします。
ちよこっと広場 (詳細は市公式サイト、ま たは電話でご確認ください い。)	市内の各児童館等で、発達に関する相談を行っています。 ・こころの相談 ・ことばの相談

●●高齢者の相談

相 談 名	相 談 内 容
総 合 相 談	介護や介護予防に関すること、高齢の方の権利擁護に関すること、日常生活全般に関わる相談にも応じます。 ご自身のお住まいを担当する地域包括支援センターにご連絡ください。必要に応じて家庭訪問もしています。

相談日	時間	相談場所	相談員	電話
月～金曜日	午前8時30分～ 午後5時	保健センター	臨床心理士	555-1111
定期相談年2回 随時フォローあり	午前8時30分～ 午後5時	市内幼稚園・保育園等	臨床心理士	555-1111
年間予定あり	1回50分程度	各児童館 保健センター	臨床心理士 言語聴覚士	555-1111

相談日	時間	相談場所	相談員	担当地区
月～金曜日	午前8時30分～ 午後5時	羽村市地域包括支援センター あさひ 富士見平1-3-1 電話 555-8815	看護師・保健師・ 主任介護支援専門員 社会福祉士など	緑ヶ丘・富士見平・神明台3～ 4丁目・双葉町・五ノ神(300 番地台)・羽(4,000番地台)・ 川崎(600番地台)・横田基地 内
月～金曜日	午前8時30分～ 午後5時	羽村市地域包括支援センター あゆみ 羽加美1-9-2 電話 570-1200		栄町・小作台・羽西・羽加美・ 羽中
月～金曜日	午前8時30分～ 午後5時	羽村市地域包括支援センター あかしあ 玉川2-6-6 電話 578-5508		五ノ神1～4丁目・神明台1～ 2丁目・川崎・羽東・玉川・羽 (清流)

●●障害者（児）の相談

相 談 名	相 談 内 容
障 害 者 等 へ の 相 談	自立生活と社会参加の促進を図るために、相談および情報の提供等に応じます。また、同じ障害を持つ仲間（ピア）等がカウンセラーとなって、障害当事者ならではの経験を活かして、日常生活に必要な情報提供や悩みごとの相談に応じるピアカウンセリングも行っています。
精 神 障 害 者 等 へ の 相 談	精神障害者の自立生活と社会参加の促進を図るために、相談および情報の提供等に応じます。
身 体 障 害 者 相 談	身体障害者の地域活動の推進、更生援護に関する相談等に応じます。
知 的 障 害 者 相 談	知的障害者の家庭における養育、生活などに関する相談等に応じます。

●●生活困窮者自立支援（生活困窮などに関する相談）

相 談 名	相 談 内 容
生 活 自 立 相 談	失業や離職のほか、ひきこもり等の様々な理由により、仕事や生活などに課題を抱え、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、相談に応じ、家計改善や就労支援などを行い、経済的自立、社会的自立に向けた手助けを行います。

相 談 日	時 間	相 談 場 所	相 談 員	電 話
月～金曜日	午前8時30分～ 午後5時	地域活動支援センター I型事業「あおば」 (羽村市福祉センター内)	社会福祉士	羽村市社会福祉協議会 555-1210 FAX 570-0621
【身体障害】 毎月 第4土曜日 (原則として)	午後1時～ 午後4時		ピアカウンセラー (身体障害担当)	
【精神障害】 毎月 第4週火曜日 (原則として)	午後1時～ 午後4時		ピアカウンセラー (精神障害担当)	
直接、お問い合わせください。		地域活動支援センター I型事業 「ハッピーウイング」	精神保健福祉士	553-9888
随時	ご相談を希望される方は、下記にお問い合わせください。 障害福祉課障害福祉係 電話 555-1111 内線 172・173			
随時				

相 談 日	時 間	相 談 場 所	相 談 員	電 話
月～金曜日	午前8時30分～ 午後5時	社会福祉課庶務係 (生活自立相談窓口)	相談支援員	555-1111 内線 107

●●その他の相談

相 談 名	相 談 内 容
交 通 事 故 相 談	示談の方法、損害賠償、保険等、交通事故に関することの相談に応じます。
行政・人権身の上相談	国の仕事や公共的な事業についての苦情・意見・要望の相談に応じます。 また、基本的人権にかかわる問題や心配ごとについての相談に応じます。
法 律 相 談	相続、金銭貸借、離婚問題など法律上の民事一般の相談に応じます。
税 務 相 談	所得税、相続税、贈与税など税務一般の相談に応じます。
住 宅 建 築 な ん で も 相 談	住宅のバリアフリー化、リフォーム、修繕、新築等の建築一般の相談に応じます。
登 記 相 談	不動産の登記、境界争議等に関することの相談に応じます。
相 続 ・ 遺 言 等 暮 ら し の 手 続 相 談	相続や遺産分割協議書、遺言書などの作成に関することの相談に応じます。
女性・SOGI 悩みごと相談	夫婦、親子などの家族関係に関すること、パートナー、親からの暴力に関する こと、自分自身の生き方に関することなど、女性を取り巻く悩みごと 全般についてと、性的指向や性自認に関する悩みごとへの相談に応じます。
年 金 相 談	国民年金などの公的年金制度全般について相談に応じます。
ふ れ あ い 相 談	生計、仕事、住宅、結婚・離婚、苦情、サラ金等の問題についての相談に 応じます。(手紙による相談にも応じています。)
権 利 擁 護 に 関 す る 相 談	高齢者や障害者の福祉に関する困りごとや将来への不安を解決するため、 各種相談に応じます。 ・成年後見制度の利用手続き等に関する相談 ・福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業等による福祉サー ビス利用援助および日常的な金銭管理サービス等）の利用に関する相談 ・福祉サービスの利用に際しての苦情対応などの相談
福 祉 （ 権 利 擁 護 等 ） 法 律 相 談	認知症や知的障害、精神障害などが理由で、判断能力の不十分な方の権利 擁護や福祉サービスを利用した際の苦情対応などの相談に応じます。

相 談 日	時 間	相 談 場 所	相 談 員	電 話
毎月 第1水曜日	午後1時30分～ 午後4時	市民相談室	弁護士	広報広聴課 市民相談係 555-1111 内線541
毎月 第3木曜日	午後1時30分～ 午後4時30分		行政相談委員 人権擁護委員	
毎月 第1木曜日・ 第2金曜日・ 第4土曜日	午後1時30分～ 午後5時 (土曜日は午前9 時30分～午後1 時)		弁護士	
毎月 第1火曜日	午後1時30分～ 午後4時30分		税理士	
奇数月 第3水曜日	午後1時30分～ 午後4時30分		羽村市商工会 建設業部会員	
偶数月 第3火曜日	午後1時30分～ 午後4時30分		司法書士 土地家屋調査士	
毎月 第2火曜日	午後1時30分～ 午後4時30分		行政書士	
毎月 第1・3・5 水曜日	午後1時30分～ 午後4時30分		カウンセラー	
月・火・水・金 曜日	午前9時～正午、 午後1時～ 午後4時	市民課	年金相談員	市民課 高齢医療・年金係 555-1111
木・金曜日	午前10時～ 午後4時	福祉センター内 ふれあい相談室	専門相談員	フリーダイヤル 0120-294-992 羽村市社会福祉協議会 554-0304
月～金曜日	午前8時30分～ 午後5時	福祉センター内 羽村市社会福祉協議会	業務担当者	羽村市社会福祉協議会 554-0304
原則毎月 第3水曜日	午後1時30分～ 午後4時30分	福祉センター内 羽村市社会福祉協議会	弁護士	羽村市社会福祉協議会 554-0304 ※要予約

2 民生委員・児童委員

●●民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、それぞれの地域で活動している「地域福祉のボランティア」です。介護が必要な方や子育てで悩んでいる方の相談や支援を行うなど、行政との橋渡し役として活動しています。

また、そのほかに「調査事務」という仕事があります。社会保険被保険者の被扶養者の認定や児童扶養手当の受給証明などで、民生委員・児童委員の調査書を求められた場合にその発行を行います。

なお、「調査事務」については、調査できる範囲が限定されますので、相談する際に確認してください。

ご自分の地域の民生委員・児童委員を知りたい方はお問い合わせください。

◆問い合わせ◆ 社会福祉課庶務係 電話 555-1111 内線 112~114

3 障害者団体

●●羽村市社会福祉協議会への登録障害者団体

羽村市社会福祉協議会には、下記の障害者団体が登録されています。

名	称
アオバズク	はむら高次脳機能障害家族会
FHMの会	ブルーバード
羽村市身体障害者福祉協会	ぼっぼクラブ
羽村市手をつなぐ親の会	チューリップの会
羽村市視力障害者の集り「こだま会」	マイマイひろば
羽村市ろう者協会	中途失聴・難聴者・さくらんぼの会
羽村市精神障害者家族会「スマイルの会」	羽村メンタルサポートの会 トワ・エ・モワ
羽村市安全ネットワーク	

◆問い合わせ◆ 羽村市社会福祉協議会 電話 554-0304 FAX555-7445

●●災害弔慰金等の支給—市

羽村市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき支給します。

〈災害弔慰金・災害障害見舞金・災害援護資金〉

- (1) 災害救助法が適用された世帯
- (2) 災害により死亡された方の遺族、もしくは災害により負傷、または疾病にかかった方
- (3) 災害により住居または家財に一定以上の損害を被った世帯

■内 容

〈災害弔慰金〉手続きに必要なもの①・③

- (1) 生計中心者 5,000,000 円
- (2) その他 2,500,000 円

〈災害障害見舞金〉手続きに必要なもの①・②

- (1) 生計中心者 2,500,000 円
- (2) その他 1,250,000 円

〈災害援護資金の貸付〉手続きに必要なもの①・②・④

- (1) 世帯主が1か月以上の負傷を伴う場合

家財の損害 1/3 以上	1,500,000 円
家財の損害のみ	2,500,000 円
住居が半壊	2,700,000 円
住居が全壊	3,500,000 円
- (2) 世帯主の負傷がない場合

家財の損害のみ	1,500,000 円
住居が半壊	1,700,000 円
住居が全壊	2,500,000 円
住居の全体が滅失または流失等	3,500,000 円

■条 件

災害援護資金の貸付については前年の所得が一定の限度額以上のときは受けられません。

■手続きに必要なもの

- ①官公署の発行する被災証明書
- ②医師の診断書
- ③遺族であることを証明する書類
- ④所得に関する証明

〈災害見舞金〉

火災、風、水害等により住居が一定以上の損害を被った世帯

■内 容

- (1) 住居が全壊、全焼または流失 50,000 円
- (2) 住居が半壊、半焼または床上浸水 20,000 円
- (3) 住居が3割損壊、または焼失 10,000 円

◆受付の窓口◆ 社会福祉課庶務係

電話 555-1111 内線 112~114

●●成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分ではない方が不利益を受けないように、本人に代わって援助者（成年後見人等）が権利や財産を守り、安心して生活ができるよう支援していく制度です。

■制度内容

成年後見制度には、「任意後見制度」と「法定後見制度」があります。

(1) 任意後見制度

将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備え、契約（公正証書）により任意の後見人を決め、判断能力が低下した時に、契約内容に従って支援が行われます。

(2) 法定後見制度

すでに判断能力が不十分な方のために、家庭裁判所が適任と思われる援助者（成年後見人・保佐人・補助人）を選任し、法律行為や財産管理を支援します。利用するためには本人、配偶者、四親等内の親族などが家庭裁判所に申立てをします。（申立てをする親族がいない場合などで、本人の福祉を図るために特に必要な場合は市長が申立てをすることができます。）

<羽村市成年後見制度利用支援機関>

成年後見制度の利用者支援の取り組みを促進するため、制度に関する相談および情報の提供等を行います。

■事業内容

- (1) 制度に関する相談および利用手続き支援
- (2) 成年後見人等の支援
- (3) 地域ネットワークの活用
- (4) 運営委員会の設置

◆受付の窓口◆ 羽村市社会福祉協議会

電話 554-0304